

安 全 方 針

有明海自動車航送船組合は、「安全」・「快適」・「便利」・「安い」の経営理念に則り、第一に安全運航の確保を図り、更に高齢者・障がい者などの交通弱者に対し、楽しい船旅を提供すると共に有明海沿岸の観光交流に対する地域貢献並びに活性化を果たすことを目指すものである。

この経営理念の確立を、より実効性のあるものとするため、安全の基本方針を次のとおり策定する。

基 本 方 針

旅客の安全輸送は、輸送機関として最大のサービスであることを認識し、全職員一丸となり安全輸送に取り組む。

基本方針を達成するために具体的な安全重点施策を次のとおり定める。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定める事項を遵守する。
- 2 安全マネジメント体制の継続的改善を図り、安全運航に努める。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、組合内において「ヒヤリハット」「トラブル発生」等問題点を含め情報を共有する。
- 5 各所属で安全重点施策を設け、目標に向かって努力する。(所属の目標は別紙)

令和7年4月1日

有明海自動車航送船組合管理者

【安全重点施策の達成状況】

安全管理規程などの関係法令等を順守し、安全マネジメント体制を十分に発揮させ、事故防止に努めている。

各員が自分の責任・役割を把握し、非常時に混乱が生じないように勉強会及び訓練を行っている。

安全マネジメントに関わる内部監査を行い、必要な是正・予防措置を講じている。

船内設備・作業工具の不具合など大事に至る前の細かな問題等を業務日誌やホワイトボード、ヒヤリハットなどを活用し、乗組員間や管理部門と情報共有することができ、安全運航に寄与している。

【各所属の安全重点施策（令和6年度）と達成状況】

（1）有明きぼう

- ・車両並びに一般客の乗下船時は陸上との連携を密にし、事故・トラブルをなくす。
- ・互いに確認しながら、怪我が無いように作業・安全運航に努める。
- ・各機器整備作業の際は、ミーティングを徹底し、人的ミス・ケガ防止に努める。

（達成状況）

業務用トランシーバーを活用し、陸上作業者と密に連絡を取りながら乗下船誘導を行っている。各機器整備作業については、二人一組を基本に実施しており、作業の前後にミーティングを開き、作業手順や注意箇所の確認、反省会を行っている。また、作業後は必ず工具の確認を行い、整理整頓を心掛けている。

（2）有明みらい

- ・作業時、保護具着用を徹底し、怪我、事故の防止に努める。
- ・慣れた作業にも危険は多数あり、今一度の確認を怠らない。
- ・各自コミュニケーションを図り、安全運航に努める。

（達成状況）

作業時の保護具の着用の徹底については、適切に着用することを心掛けており、怪我・事故の防止に努めている。作業時は、段取りを確認し、危険が伴う場合は作業を再確認するよう徹底している。安全な作業であっても、絶対に1人では作業させず、事前に誰がどこで何の作業をするか報告させている。

（3）サンライズ

- ・ヒヤリハットの対策・改善に努め、事故を未然に防ぐ。
- ・危険と思われる箇所への表示や処置を徹底する。
- ・各機器付近の清掃・整理整頓を行い、異常時の早期発見ができる環境にする。

（達成状況）

危険箇所の表示については、気付いた箇所にはトラマーク表示やカラーコーンを設置し、目立たせることで注意喚起を行っている。

各機器付近の清掃・整理整頓は、確実に行われており、異常の早期発見やトラブル・怪我の防止につなげている。工具類は予め決めており、作業の前後に確認を行う

ことを徹底している。

(4) 長洲営業所

・船舶と陸上職員の連絡を密にし、良好なコミュニケーションを図り、車高の確認等に注意し、車両の乗下船を行う。

・始業時を含め各部設備機器の点検、操作時の指差確認と、定期的な保守点検整備の励行

(達成状況)

業務用のトランシーバーと携帯電話を活用し、船舶、係船と連絡を取り合っている。重量車両を積込むときは船舶と連絡を取り合い、船体の傾きに注意している。

可動橋や営業所内の非常用発電機など定期的に保守・試運転を実施するとともに、普段の作動状況を確認し、不備のないよう努めている。

また、自動ビットについては、指差し確認だけでなく、しっかり手で触って確認を行い、事故がないよう心掛けています。

(5) 多比良営業所

・陸上指揮者、係船作業者、船内作業者との連絡を密に行い、車両（特に低床車）並びに一般旅客の誘導については、案内を徹底することで事故ゼロを目指す。

・機器操作時の指差、始業点検・定期点検を確実に実施する。

・乗船車両に対し、駐車場内及び乗車中の急発進、携帯電話使用禁止の注意喚起に努める。

(達成状況)

1 層式可動橋の使用時は、乗下船の車両や港ターミナル駐車場へ出入りする車、一般旅客などが行き交い、混雑するため、事故が無いよう安全誘導に努めている。

機器・設備の操作・点検については、自動ビットの電源入れ忘れなどがないよう所内全員で共有した。

【各所属の安全重点施策（令和7年度）】

(1) 有明きぼう

・車両並びに一般客の乗下船時は、陸上との連携を密にし、事故・トラブルをなくす。

・コミュニケーションは明るい職場づくりから、それこそが安全運航へと繋がる。

・各機器・工作室等は、常に清掃・整理整頓を行う。

(2) 有明みらい

・車両の乗下船時における安全確認、事故とトラブルをなくし、安全運航に努める。

・慣れた作業にも危険は多数あり、今一度の確認を怠らない。

・各自コミュニケーションを図り、安全運航に努める。

(3) サンライズ

・ヒヤリハットの対策・改善に努め、事故を未然に防ぐ。

・乗下船車両の歯止め外し忘れないよう確認を徹底する。

- ・各機器付近の清掃・整理整頓を行い、異常時の早期発見ができる環境にする。

(4) 長洲営業所

- ・船舶と陸上職員の良好なコミュニケーションを図り、車両の乗下船時の接触事故0を目指す。

- ・各設備機器の点検、操作時の指差し確認と、定期的な保守点検整備の励行

(5) 多比良営業所

- ・陸上指揮者、係船作業員、船内作業指揮者間の連絡を密に行い、車両（特に低床車）並びに一般旅客（出航時間間際）の誘導については、案内を徹底することで事故ゼロを目指す。

- ・機器操作時の指差し、始業点検・定期点検を確実に実施する。

- ・職員は、一致協力して輸送の安全確保に努め、常に周囲の安全に関する状況を把握しておく。

安 全 情 報

【事業者情報】

- ☐事業者名 有明海自動車航送船組合
- ☐事業部 〒859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲 2-28
- 多比良営業所 同上
- 長洲営業所 〒869-0123 熊本県玉名郡長洲町長洲 2168-25
- ☐ホームページ <https://www.ariake-ferry.com>
- ☐事業許可の種類 一般旅客定期航路事業（九州第 2038 号） 昭和 31 年度
- 及び事業許可年 旅客不定期航路事業（九州不第 3059 号） 平成 13 年度

【船舶情報】

船名	サンライズ	有明みらい	有明きぼう
総トン数	870 トン	698 トン	696 トン
旅客定員	486 人	450 人	450 人
救命浮器	膨張式 5 台	膨張式 6 台	膨張式 6 台
救命浮環	4 個	4 個	4 個
救命胴衣	大人用 600 個	大人用 464 個	大人用 466 個
	子供用 60 個	子供用 57 個	子供用 45 個
			幼児用 12 個
乗込装置	シュータースパイラル式 2 台	シュータースパイラル式 2 台	シュータースパイラル式 2 台
	梯子(2 連式) 2 個	梯子(2 連式) 2 個	梯子(2 連式) 2 個
無線設備	国際 VHF 1 台	国際 VHF 1 台	国際 VHF 1 台
	携帯電話 1 台	携帯電話 1 台	携帯電話 1 台
船舶検査書の 交付年月日	令和 6 年 12 月 19 日	令和 6 年 7 月 8 日	令和 7 年 1 月 16 日

【事故情報】

過去 5 年間の事故件数 5 件

○有明海自動車航送船組合安全管理規程

平成18年12月20日

有明海自動車航送船組合

有明海自動車航送船組合安全管理規程を次のように定める。

目次

第1章	総則
第2章	経営トップの責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	海難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第15章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、有明海自動車航送船組合（以下「組合」という。）内に安全最優先意識の徹底を図り、全職員がこれを徹底して実行すべく、組合の使用する自動車航送船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって組合一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、組合内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	組合において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための組合全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閘門等を通航して防波堤等の内部

		へ進航すること
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(20)	気象・海象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(21)	運航基準図	航行経路(起終点、針路等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(25)	陸上施設	岸壁(防舷設備を含む。)、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(26)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(27)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、2輪のもの以外のもの

(運航基準、作業基準、及び事故処理基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準及び事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、組合全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び組合規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な

要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること

(6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる組合の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、組合内部へ周知する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び組合規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|-----------|---------|-----|
| (1) 事業部 | 安全統括管理者 | 1 人 |
| | 運航管理者 | 1 人 |
| | 運航管理補助者 | 若干人 |
| (2) 長洲営業所 | 運航管理補助者 | 若干人 |
| 多比良営業所 | 運航管理補助者 | 若干人 |

2 事業部及び各営業所の担当する区域は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 事業部 | 長洲～多比良航路全域及び不定期航路 |
| (2) 長洲営業所 | 長洲港内 |

(3) 多比良営業所 多比良港内

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

(3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、組合の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として事業部に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップに報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を組合内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、組合内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準

に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 乗船した車両数
- (2) 発航前検査を終え出港するとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき。
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第30条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第31条 運航管理者は陸上職員（委託会社社員も含む）の中から陸上作業員を、船長は乗組員（派遣会社社員も含む）の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第33条 旅客の乗船及び下船、車両の積み込み、積み付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第34条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
- (2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。）
- (3) ミキサー車又は保冷車（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得

ない場合に限る。)

- 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転手又は監視人を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立ち合わせるものとする。
- 3 船長は、介護又は救護を要する旅客を搭載した車両で、当該旅客（運転手又は介護者を含む）の客室への移動が困難と認められるものについては、第1項の規程にかかわらず、車両区域内に残留することを認めることができる。

(発航前検査)

第35条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を検査しなければならない。

(船内点検)

第36条 船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内点検員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整

備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第49条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について組合内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

○有明海自動車航送船組合運航基準

平成18年12月20日

有明海自動車航送船組合

有明海自動車航送船組合運航基準を次のように定める。

目次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、長洲～多比良航路（定期航路）及び旅客航路（不定期航路）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港 名	気象・海象	風速	波高	視程
	長洲港・多比良港	18 m/s以上	2 m以上	300 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	18 m/s以上	波高	2 m 以上
----	----------	----	--------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
18m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 2m以上又はうねり 階級 2以上	横揺れ 10度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速	18 m/s以上	波高	2 m 以上
----	----------	----	--------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	300m以下
----	--------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、

適宜の海域での錨泊、抜港、その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象		
	風 速	波 高	視 程
長洲港・多比良港	20m/s 以上	2m 以上	300m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を発港前検査簿、航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) (狭視界) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路
- (3) 標準運航時刻
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、第1基準経路、第2基準経路及び第3基準経路の3経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次のとおりとする

第1基準経路 上げ潮のとき。

第2基準経路 下げ潮のとき。

第3基準経路 視界300メートル以上、2マイル以下のとき。

3 船長は、第3基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、別表のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	営業所	無線電話
(2)	緊急の場合	事業部又は営業所	無線電話

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を公用航海日誌に記録するものとする。

別 表

サンライズ		
速度区分	機関回転数	速力(ノット)
スタンバイ	4 0 0	ー
微速	4 1 0	9. 0
半速	5 0 0	1 1. 0
全速	6 0 0	1 3. 0

有明みらい		
速度区分	機関回転数	速力(ノット)
スタンバイ	4 0 0	ー
微速	4 2 0	9. 0
半速	5 0 0	1 0・8
全速	6 0 0	1 2. 8

有明きぼう		
速度区分	機関回転数	速力(ノット)
スタンバイ	4 0 0	ー
微速	4 2 0	9. 0
半速	5 0 0	1 0・8
全速	6 0 0	1 2. 8

附 則

この基準は、平成18年12月20日から適用する。

この基準は、平成24年4月20日から適用する。

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

○有明海自動車航送船組合作業基準

平成18年12月20日

有明海自動車航送船組合

有明海自動車航送船組合作業基準を次のように定める。

目次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

（目的）

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当組合の運航する船舶にかかる作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

（作業体制）

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。

（ア）陸上作業

- | | |
|-----------|----|
| ① 陸上作業指揮者 | 1名 |
| ② 係船作業員 | 1名 |

（イ）船内作業

- | | |
|-----------|----|
| ① 船内作業指揮者 | 1名 |
| ② 船内作業員 | 5名 |
| ③ 船内旅客係員 | 1名 |

- 2 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

（陸上作業の指揮）

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上における次の作業を実施する。

- (1) 乗下船する車両の誘導
- (2) 乗船待機中の車両の整理
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
- (4) 乗船する一般旅客の誘導

2 係船作業員は、陸上作業指揮者の指揮のもと、次の作業を実施する。

- (1) 可動橋等陸上岸壁施設の操作
- (2) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し

（船内作業指揮者の所掌）

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船舶上における次の作業を実施する。

- (1) 車両積付けの計画
- (2) 車両、貨物の固縛、取り外し
- (3) 航送旅客の誘導

2 船内作業員は、船内作業指揮者の指揮のもと、次の作業を実施する。

- (1) 1階車両甲板車両乗下船誘導
- (2) 2階車両甲板車両乗下船誘導
- (3) 車両、貨物の固縛、取り外し
- (4) 船舶の離着岸時における車両乗降用施設の操作
- (5) 航送旅客の誘導

3 船内旅客係員は、船内作業指揮者の指揮のもと、次の作業を実施する。

- (1) 一般旅客乗下船誘導（2・3階甲板）

第3章 危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

第6条 陸上作業指揮者は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 陸上作業指揮者は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する一般旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 4 陸上作業指揮者は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又

は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（乗船準備作業）

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、一般旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。一般旅客及び車両の乗船作業は、原則として離岸10分前から開始する。

2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して可動橋及び人道橋の遮断を解く。

3 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋の状況が安全であることを確認した後、陸上作業指揮者、船内作業員及び船内旅客係員に乗船開始の連絡をする。

（旅客の乗船）

第8条 船内旅客係員は、船内作業指揮者の乗船開始の連絡を受けた後、一般旅客の乗船を開始する。

2 陸上作業指揮者は、一般旅客を乗船口に誘導する。

3 船内旅客係員は、一般旅客を乗船口から船内へ誘導する。

4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

（車両の積込み）

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の連絡を受けた後、車両の積込みを開始する。

2 陸上作業指揮者は、車両を可動橋まで誘導し、船内作業員に車両の誘導を引継ぐ。この場合、航送旅客に対し禁煙を指示し、かつ、適当な時期にサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。

3 船内作業員は、陸上作業指揮者から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある航送旅客の安全に十分注意しなければならない。

4 船内作業員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（自動車の積付け等）

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

（1）自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。

（2）自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。

（3）船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。

2 船内作業員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

（1）運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

（2）前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応

じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。

(車止め装置取付作業)

第11条 船内作業員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両について車止めの増強等の実施を指示する。

	気象・海象	車種
(1)	船首方向からの風速 1 6m/s以上又は 船横方向からの風速 1 5m/s以上	トラック、特殊自動車等の 大型自動車及び危険物積載車
(2)	船首方向からの風速 1 8m/s以上又は 船横方向からの風速 1 7m/s以上	全車両

- 3 船内作業指揮者は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。
- 4 車両の積付は、別添「自動車等積付マニュアル」により実施する。

(離岸準備作業)

第12条 陸上作業指揮者は、一般旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは係船作業員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

- 2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡をとり船内作業員を指揮して可動橋を収納する。
- 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、船内作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人及び看護又は救護を必要とするため車両区域内に残留することを認められている旅客を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 4 船内旅客係員は、原則とし離岸時刻の1分前となったときは、人道橋経路の一般旅客を目視で確認した後、係船作業員へ乗船完了の合図をし、遮断索を張り人道橋を収納する。
- 5 船内旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 6 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第13条 陸上作業指揮者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、係船作業員を所定の位置に配置する。

- 2 陸上作業指揮者は、船長の指示により係船作業員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第14条 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

- 2 陸上作業指揮者は、係船作業員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 船内作業指揮者は、船内旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの握まりを指示する。

（係留中の保安）

第15条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

（下船準備作業）

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋及び人道橋を架設し、舷門を開放する。
- 3 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、船内作業員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

（旅客の下船）

第17条 船内旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、舷門にあつて人道橋の架設完了を確認した後、一般旅客を誘導して下船させる。

（車両の陸揚げ）

第18条 船内作業指揮者は、船内旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内作業員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内作業員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内作業員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。
- 6 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、係船作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

（下船の終了）

第19条 一般旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業指揮者と船内作業指揮者は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、一般旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。

（車両の積込み等の中止）

第20条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。

2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。

3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第21条 運航管理者は、次の事項を放送及び掲示により周知しなければならない。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること（夜間）。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) 前各号にさだめるもののほか、運航管理者が必要と認める事項

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第22条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 車両区域内における注意事項

- ①車止めは自分ではずさないこと。
 - ②エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - ③車両の運転は、乗組員の誘導に従い徐行すること。
- (6) その他旅客の遵守すべき事項
- ①下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
 - ②航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。
 - ③下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

附 則

この基準は、平成18年12月20日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年2月12日から適用する。

平成31年3月12日

自動車等積付マニュアル

第1項(目的)

本マニュアルは、車両甲板における自動車等の移動防止のための固定手順、要領を定めることにより、船舶運航時の安全を確保し、事故防止を図ることを目的とする。

第2項(乗船車両数)

各車両甲板の最大乗船数は、次のとおりとする。

航 路	船 名	車両甲板積載能力		
多比良港～長洲港	サンライズ	第1車両甲板	大型トラック	10台
		第2車両甲板	乗用車	35台
多比良港～長洲港	有明みらい	第1車両甲板	大型トラック	10台
		第2車両甲板	乗用車	30台
多比良港～長洲港	有明きぼう	第1車両甲板	大型トラック	10台
		第2車両甲板	乗用車	30台

第3項(積込要領)

1. 積付責任者は、乗船車両の種類と台数を営業所より連絡を受け次第、必要事項を船内の関係者に周知することとする。
2. 車両積込係は車両積付責任者より乗船車両台数の連絡を受けたら、すぐに配置につき車両乗船の準備に係らなければならない。
3. 船内作業員は、積付責任者の指示に従い乗船車両を誘導する。
4. 車両の誘導及び固縛に関しては、列毎に担当者1人で行うこととする。複数で作業する場合は列の担当者の指示があった場合のみとし、お互いに十分な安全確認を行う。
5. 停車させた車両の再移動の際には周囲の作業員に周知をした後、固縛装置の取外しを十分に確認した後に移動させること。

第4項(積付責任者)

各積付甲板の責任者は、次のとおりとする。

1. 第1車両甲板 甲板長

2. 第2車輦甲板 一等航海士

第5項(積付用器具)

1. 乗船車輦を積付けるために使用する器具類は次のとおりとする。

- ①小ウェッジ・・・・・・・・・・・・乗用車及び大型車輦用歯止
- ②特大、大、中、小ウエッジ・・・・・・・・ 2輪バイク固定用歯止

2. 各船内に備え付ける積付用器具の種類及び数量は次のとおりとする。

船 名 (サンライズ・有明みらい・有明きぼう)

- | | |
|---------|-------|
| ①小ウェッジ | 130 個 |
| ②中ウェッジ | 20 個 |
| ③大ウェッジ | 40 個 |
| ④特大ウェッジ | 20 個 |

3. 各甲板積付責任者は、車輦乗船作業後、歯止めが適切に実施されているかを点検しなければならない。

4. 点検の結果、不具合を発見した場合は、直ちに適切な措置を執り、船長に報告しなければならない。

第6項(乗船拒否等)

荒天時の動揺等により、積載物が落下する恐れ等のある車輦を確認した場合は、積載物が落下しないようにする等必要な措置を執らなければならない。これに応じられない車輦については、乗船を拒否することができるものとする。

第7項(乗船車輦の固定等)

1. 車輦については、誘導作業終了後サイドブレーキの施行及びエンジン停止を確認することとする。

2. 車輦の固定方法は、平穏時・及び荒天時において、基本的に同様とするが、動揺が予想される場合については、必要に応じ、適宜ウェッジの追加や大型ウェッジへの取替えを行い、車輦の安全が保たれる措置を施す。

第8項(乗船車輦の固定要領)

1. 乗船車輦には、前輪又は後輪のどちらかの前後に1個ずつ、計2個の小ウェッジを施す。

2. 重量物積載車輦には、前輪及び後輪の前後に1個ずつ、計4個の小ウェッジを施す。

3. 2 輪バイクには、特大・大・中・小ウェッジを組み合わせ適宜施す。

第 9 項(運航の安全)

本マニュアルは、原則的な基準であることを理解のうえ、荒天時等には、運航中止の検討等を含め、安全運航を確保することとする。

○有明海自動車航送船組合事故処理基準

平成18年12月20日

有明海自動車航送船組合

有明海自動車航送船組合事故処理基準を次のように定める。

目次

第1章 総 則

第2章 事故等発生時の通報

第3章 事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当組合の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当組合の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態（以下「インシデント」という。）

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当組合の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表1の官公署連絡表により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表2の非常連絡表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） 一船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） 一船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し

d	浸水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無 (あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由 (推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
 - ② 人身事故に対する早急な救護
 - ③ 連絡方法の確立 (船内及び船外)
 - ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
 - ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- (2) 不法事件の場合
- ① 被害者に対する早急な救護
 - ② 不法行為者の隔離又は監視
 - ③ 連絡方法の確立 (船内及び船外)
 - ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
 - ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとりべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職務
安全統括管理者	総指揮
運航管理者	総指揮補佐又は総指揮

救難対策班 班長 総務課参事 班員 運航課員 〃 営業所員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、 その他救難に必要な事項に関する事。
旅客対策班 班長 営業所長 班員 総務課員 〃 営業所員	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関する事。
庶務対策班 班長 総務課参事 班員 総務課員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関する事。

（医療救護の連絡等）

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表3の医療機関連絡表により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職 名
委員長	安全統括管理者
副委員長	運航管理者
委 員	総務課参事 長洲営業所長 多比良営業所長 総務課課長補佐 運航課課長補佐 主席船機長（事故当事者を除く）

附 則

この基準は、平成18年12月20日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年5月1日から適用する。

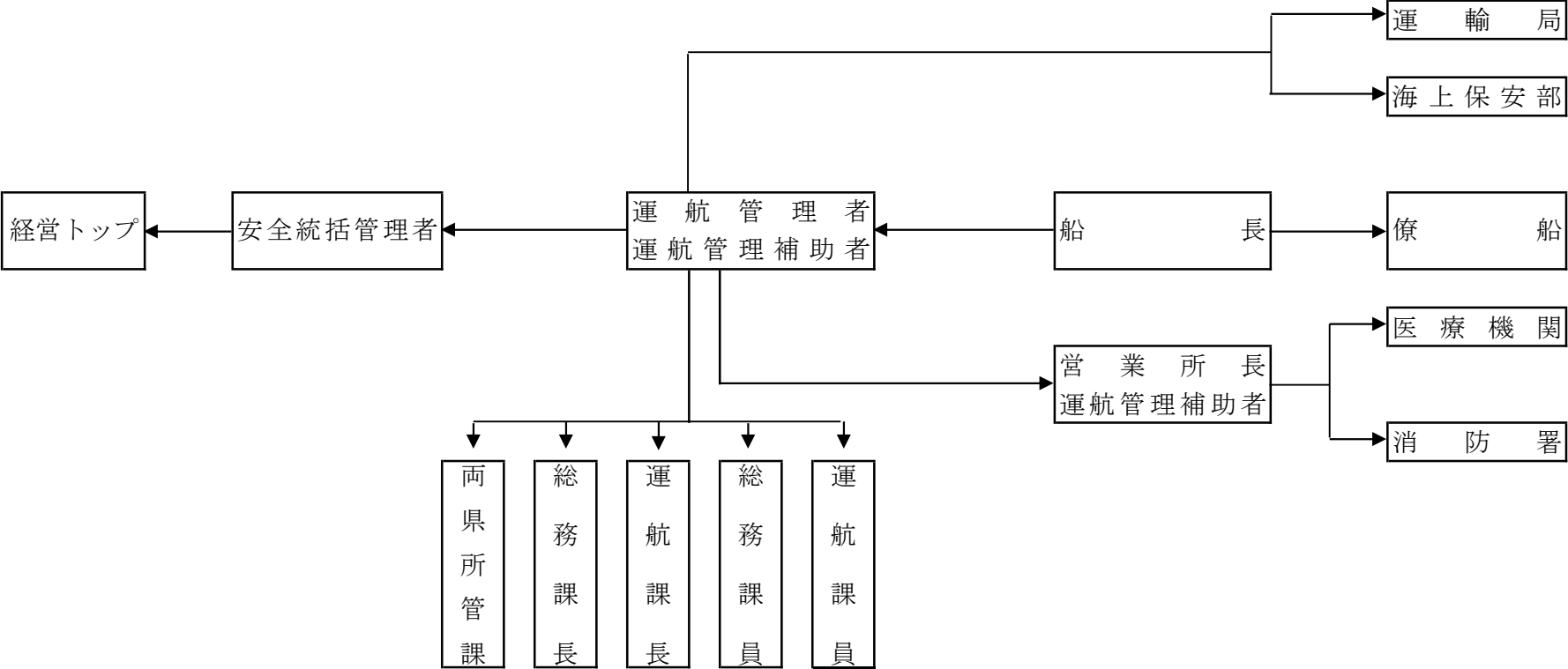
附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）官公署連絡表

官 公 署	住 所	電話番号
九州運輸局	福岡県博多区博多駅東2-10-7	092-472-3181
九州運輸局熊本運輸支局	熊本県宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-2069
九州運輸局長崎運輸支局	長崎県長崎市松ヶ枝町7-29	095-822-4403
三池海上保安部	福岡県大牟田市新港町1番地	0944-53-0522
熊本県交通政策課	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2164
長崎県交通政策課	長崎市尾上町3-1	095-895-2065
荒尾警察署	熊本県荒尾市蔵満1863-2	0968-78-5110
荒尾警察署長洲交番	熊本県玉名郡長洲町大字長洲2006-2	0968-78-0110
荒尾消防署長洲分署	熊本県玉名郡長洲町大字清源寺415番地1	0968-78-0145
雲仙警察署雲仙北交番	長崎県雲仙市国見町神代乙275	0957-78-0110
雲仙警察署多比良交番	長崎県雲仙市国見町土黒甲44-10	0957-78-2004
島原消防署北分署	長崎県雲仙市国見町神代己113-3	0957-78-2870

別表 2 （第 4 条関係）非常連絡表



別表 3（第 9 条関係）医療関係機関連絡表

	医 療 関 係 機 関	住 所	電 話 番 号
長 洲	荒 尾 市 民 病 院	熊本県荒尾市荒尾2600	0968 － 63 － 1115
	荒 尾 消 防 署 長 洲 分 署	熊本県玉名郡長洲町大字清源寺415番地1	0968 － 78 － 0145
多 比 良	長 崎 県 島 原 病 院	長崎県島原市下川尻町7895番地	0957 － 63 － 1145
	島 原 消 防 署 北 分 署	長崎県雲仙市国見町神代巳113-3	0957 － 78 － 2870

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：事業部長

令和３年４月１日選任

運 航 管 理 者：運航課長

平成２９年４月１日選任